

第6次川口市総合計画案文(基本構想)

4-1. 総合計画策定の目的

本市では、昭和50年の「川口市総合計画」から平成28年の「第5次川口市総合計画」まで、市政運営の指針となる総合計画を順次策定し、市勢発展、市民生活の充実・向上に努めてきました。

一方、社会情勢は、本格的な少子高齢社会、ICT普及拡大に伴う人々のコミュニケーションや価値観の変化、新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえた公衆衛生対策・危機管理体制に対する考え方の変化など、その変動が激しく予測も難しくなっています。

こうした情勢の変化の中、「川口市総合計画策定条例(平成27年3月12日条例第9号)」に基づき、本市を取り巻く状況を整理し、本市のあるべき姿を目指すための指針として、「第6次川口市総合計画」を策定します。

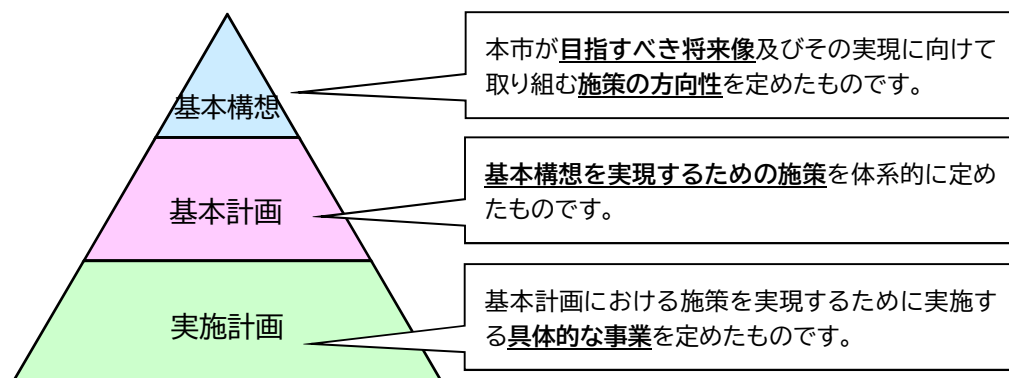
4-2. 総合計画の構成と期間

総合計画は、本市のまちづくりのビジョンを明らかにするものであり、本市の将来の姿を掲げるとともに、その実現のために必要とされる施策の基本的な方向を定めるものです。

本計画は、分かりやすく実効性の高い計画とすることに重点を置き、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成します。

なお、それぞれ期間については、基本構想が令和8年度からの10年間、基本計画が前期・後期各5年間(後期計画は令和13年度を始期として令和12年度に策定)とし、実施計画は毎年度3年先を見据えて定めます。

総合計画の構成



総合計画の期間									
令和8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
基本構想(令和8～17年度)									
前期基本計画(令和8～12年度)					後期基本計画(令和13～17年度)				
実施計画(3年)									
	実施計画								
		実施計画							
			実施計画						

4-3. 基本理念

本市では、川口市自治基本条例の趣旨を尊重するとともに、「市民とともに輝くまちづくり」、「みんなの笑顔輝くまちづくり」、「いつまでも輝き続けるまちづくり」を総合計画における基本理念とします。

この基本理念は、これからのまちづくりの根幹となる考え方です。

<協働に関する理念>

市民とともに輝くまちづくり

市民は市政の主人公であり、お互いを尊重しあい、人と人との相互のつながりを大切にしながら、市民自らの手で自らのまちをつくっていきます。

行政は、市民と力を合わせ、また企業等も含めた様々な主体の強みを生かしながら、街の魅力をさらに磨き、市民とともに輝く街づくりを推進します。

<市民の幸せに関する理念>

みんなの笑顔輝くまちづくり

多様な市民の価値観やニーズ、ライフスタイルが尊重され、豊かな個性が育まれる地域社会を築くことによって、市民のだれもが心豊かに、幸せに暮らすことができるまちを目指します。

こどもからお年寄りまで、市民一人ひとりの笑顔が輝き、ずっと住み続けたいと思える街を実現していきます。

<社会の持続性に関する理念>

いつまでも輝き続けるまちづくり

2015年の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)が掲げられました。本市においてもSDGsの観点も取り入れながら、長期的な視点で、いつまでも輝き続けるまちづくりを推進します。

4-4. 目指すまちの姿

(1) 将来都市像

産業と文化と自然が調和した 輝きあふれるまち 川口

本市は「ものづくりのまち」として発展してきた歴史があり、現代においても多様な産業活動が市勢の原動力となっています。また、宿場町として栄えた歴史を伝える建造物が残るほか、新たな文化芸術拠点の整備が進み、豊かな文化芸術環境が整っています。さらに、都心近郊に位置するアクセスの良い立地ながら、水辺空間や緑地空間などの自然に触れることができ、住みやすいまちとしての認知も広がっています。

こうした「産業」と「文化」と「自然」を調和させ、本市ならではの活力と豊かさと安らぎに満ちた環境で、すべての人が生き生きと活躍し、未来を創造していく、輝きあふれるまちを目指します。

(2) 目指す姿

将来都市像を実現するため、基本理念に則り、以下の8つの「目指す姿」を定めます。

【目指す姿①】 健康で、自分らしく生き生きと暮らせるまち

市民から寄せられた意見では健康に対するニーズがより高くなっているほか、少子高齢化や核家族化といった家族形態の変化、ライフスタイルの多様化などの社会情勢の変化に伴い、福祉に対するニーズも高度化・複雑化しています。これらのニーズに対応するためには、市民・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら一体となり、包括的で一貫した支援体制を整備することが必要です。こうした体制の下で、医療体制の充実、市民の心身の健康維持と社会参加への支援を行うことで、すべての人が健康で、自分らしく、生きがいを持って暮らせるまちを目指します。

【目指す姿②】 誰もがお互いを認め合い、安心して暮らせるまち

多様化が進む現代社会において、すべての人が安心して暮らせるまちづくりが求められています。その実現のために、お互いを認め合う環境づくりを進めるとともに、町会・自治会などの地域に根ざしたつながりや、市民の自主的なコミュニティ活動をまちづくりに生かしていきます。また、激甚化する災害に備え、人々の日々の安全を守るために、防災や防犯、救急体制の充実を進め、自助・共助・公助によって、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【目指す姿③】 こどもをみんなで育み、こどもが輝き活躍するまち

本市が活力にあふれる持続可能な地域であり続けるためには、こどもたちが充実した養育環境・教育環境の下で健やかに成長し、大人になっても本市に愛着を持って住み続け、次世代の地域社会の担い手となる必要があります。こうした世代をつなぐ好循環を維持していくために、市民、地域、行政が一体となってこどもの成長をサポートし、どのような環境にあるこどもにも豊かな学びの機会を確保するとともに、安心してこどもを生み育てることができるまちを目指します。

【目指す姿④】 学びと文化・スポーツがあふれ、自己実現できるまち

生涯学習や文化芸術、スポーツを通じて、学び、活動することは、こころとからだの健康維持・増進をもたらし、精神的・肉体的・社会的に良好な状態(Well-Being: ウェルビーイング)の向上につながります。

本市が有する様々な学びの施設や文化芸術の創造拠点、スポーツの拠点を活用しながら、ライフステージや障害の有無、文化的背景に関わらず誰もが心豊かに自己実現できるまちを目指します。

【目指す姿⑤】 緑が豊かで、うるおいとやすらぎのあるまち

本市にある多くの緑地や水辺空間と、そこに育まれた豊かな自然を将来の世代にも引き継げるように保全します。また、市民が清潔で快適な都市生活を送ることができるような都市整備や、自然と触れ合えるような緑地や水辺空間の整備を進め、うるおいとやすらぎのあるまちを目指します。

【目指す姿⑥】 賑わいと魅力があり、伝統と未来が響き合うまち

少子高齢化による産業の担い手・後継者不足や、エネルギー・資材価格の高騰など、経済情勢が変化する中、DXによる業務効率化や生産性向上などによる企業の成長基盤の強化を支援する体制が重要です。また、次世代へ技術の伝承とさらなる革新によって、より良いモノやサービスを社会に送り出していく本市の産業の力強さを発揮して、伝統と未来が響きあい、新たな魅力と賑わいが生まれるまちを目指します。

〔目指す姿⑦〕 便利・快適で、ととのった都市空間のまち

市内全域での交通ネットワークの整備や土地区画整理事業の推進、バリアフリー化を中心とした交通環境の利便性の向上や、ウォーカブルなまちづくりによる便利で快適な都市空間形成を図ります。また、安全で安定した上下水道サービスの提供などのインフラ整備を進め、災害に強く、市民が安心して過ごせるまちを目指します。

〔目指す姿⑧〕 持続可能で自立したまち

これまでに掲げた7つのめざす姿を実現するためには、持続可能で自律的な行財政体制のもとで、計画的な行政運営を行う必要があります。そのために、財政基盤の健全化やDXの推進、人材の育成と適正配置などの体制整備を一層促進します。

また、多様化する市民ニーズに対応し、公共施設の規模・機能の最適化や、行政サービスに対する受益者負担の適正化など、不断の行政改革に取り組み、公民連携による民間活力も取り入れながら、安定した行財政基盤の維持・改善を目指します。